

第1号様式（第4条関係）

街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

大分県知事

殿

団体名
(代表者)
役 職
住 所
氏 名
連絡先 TEL () -

年度において、下記のとおり街頭防犯カメラ設置支援事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日

年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類
 - ア 街頭防犯カメラの設置に要する費用の見積書(写)
 - イ 街頭防犯カメラの設置場所図面（付近見取図含む）及び防犯カメラの概要図面並びにカタログ等
 - ウ 街頭防犯カメラの設置場所の現況写真
 - エ 街頭防犯カメラ設置場所における所有者の設置同意書等
 - オ 街頭防犯カメラを設置することについて必要である道路交通法その他の法令に基づく許可等を受けた場合にあつては、当該許可等を受けたことを証する書類(写)
 - カ 街頭防犯カメラの設置に係る執行計画表
 - キ 申請団体等の規約及び役員名簿

※3(3)アからキの添付書類のうち、該当がないときは、当該項目を削除すること

第2号様式（第4条関係）

事業計画書

1 事業日程及び事業の内容

- (1) 事業名
街頭防犯カメラ設置支援事業
- (2) 事業日程
事業着手予定年月日 年 月 日
事業完了予定年月日 年 月 日
- (3) 事業の内容

2 事業に要する経費

事業名	補助対象経費の内容	補助事業に 要する経費 (a) + (b) 円	県費補助金 (a) 円	自己負担金 (b) 円
街頭防犯カメラ 設置支援事業				

第3号様式（第4条関係）

収 支 予 算 書

1 収 入

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金	円	
計	円	

2 支 出

項 目	予 算 額	備 考
	円	
計	円	

第4号様式（第5条関係）

街頭防犯カメラ設置支援事業変更承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

団体名
(代表者)
役 職
住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度街頭防犯
カメラ設置支援事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、街頭防犯カ
メラ設置支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第5号様式（第5条関係）

街頭防犯カメラ設置支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

団体名
(代表者)
役 職
住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度街頭防犯カメラ設置支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（又は廃止の期日）

3 中止（廃止）後の措置

第6号様式（第5条関係）

街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日

大分県知事 殿

団体名
(代表者)
役 職
住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第11号の規定により次のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額	金	円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)		
2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円
5 その他		

(1) 別紙を添付すること。

(2) その他参考となる書類

消費税確定申告書の写し及びその添付書類(補助金に係るもの)を添付すること。

別紙

街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び 地方消費税額 (A)	補 助 率 (B)	仕入に係る消費税等仕入 控除税額 (A×B)	備 考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第7号様式（第6条関係）

街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事 印

年 月 日付けで交付申請のあった 年度街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助条件
 - (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
 - (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（5年）を経過している場合は、この限りではないこと。
 - (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
 - (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が20万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（5年）を経過している場合は、この限りではないこと。
 - (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (10) 街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、要綱第12条の規定によ

る実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

- (11) 要綱第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、要綱第13条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) 要綱第12条に規定する実績報告書を提出するまでに、大分県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、防犯カメラの運用に関する基準を定めるとともに、防犯カメラの設置場所に、防犯カメラを設置している旨及び当該防犯カメラの設置団体の名称を記載したプレート等を表示するなど必要な措置を講ずること。
- (13) 防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うこと。
- (14) その他、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）及び要綱の定めに従うこと。
- (15) 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
 - ア 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の20パーセント以内の減少、場所・構造・規模・工法・機械種類の変更以外の変更等）
 - イ 補助対象経費の20パーセント以内の増減

第8号様式（第8条関係）

街頭防犯カメラ設置支援事業着手届

年 月 日

大分県知事

殿

団体名
(代表者)
役 職
住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度街頭防犯カメラ
設置支援事業について、年 月 日に着手したので、街頭防犯カメラ設置支援事
業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記の書類を添えて届けます。

記

- 1 添付書類
契約書の写し

第9号様式（第8条関係）

街頭防犯カメラ設置支援事業完了届

年 月 日

大分県知事 殿

団体名
(代表者)
役 職
住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度街頭防犯カメラ設置支援事業について、年 月 日に完了したので、街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記の書類を添えて届けます。

記

- 1 添付書類
完了確認検査調書（第10号様式）

第10号様式（第8条関係）

完了確認検査調書

- 1 事業名
街頭防犯カメラ設置支援事業
- 2 検査場所
- 3 検査員職氏名
- 4 交付決定者 団体名
(代表者)
役 職
住 所
氏 名
- 5 立会人氏名
- 6 検査年月日 年 月 日
- 7 事業日程
事業着手年月日 年 月 日
事業完了年月日 年 月 日
- 8 事業に要した経費
(1) 補助対象経費 金 円
(2) 経費の内訳

補助対象経費の内容	補助事業に要した 経費 (a) + (b)	県費補助金 (a)	自己負担金 (b)
	円	円	円

9 検査所見

上記のとおり検査をしました。
年 月 日

検査員職氏名

大分県知事

殿

第11号様式（第11条関係）

街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

団体名
(代表者)
役 職
住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金について、精算払の方法により交付されるよう、街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により請求します。

記

- | | | | |
|---|--------------|-------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既受領額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 金 | 円 |
| 4 | 残額 | 金 | 円 |
| 5 | 事業完了・完了予定年月日 | 年 月 日 | |

第12号様式（第12条関係）

街頭防犯カメラ設置支援事業実績報告書

年 月 日

大分県知事 殿

団体名
(代表者)
役 職
住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった街頭防犯カメラ設置支援事業について、下記のとおり実施したので、街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業着手年月日 年 月 日
- 2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第13号様式）
- (2) 収支精算書（第14号様式）
- (3) 街頭防犯カメラの設置に係る領収書(写)又は請求書(写)
- (4) 街頭防犯カメラの設置場所図面（付近見取図含む）
- (5) 街頭防犯カメラ設置後の現況写真（カメラ、録画装置、設置表示プレート等）
- (6) 撮影された画像
- (7) 財産管理台帳(写)
- (8) 防犯カメラの管理規定

第13号様式（第12条関係）

事業実績書

1 事業日程及び事業の内容

事業名	事業日程	事業の内容

2 事業に要した経費

事業名	補助対象経費の内容	経費の総額

第14号様式（第12条関係）

収 支 精 算 書

1 収 入

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
県費補助金	円	円	円	
計	円	円	円	

2 支 出

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
	円	円	円	
計	円	円	円	

第15号様式（第13条関係）

街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金の額の確定通知書

第 年 月 日

殿

大分県知事 印

年 月 日付けで提出のあった 年度街頭防犯カメラ設置支援事業実績報告書に基づき、年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。